

6 建築物耐震診断助成事業

区内にある一定の基準を満たす建築物の所有者が建築物の耐震診断を行う場合、費用の一部を助成します。

当事業は、申請が予算額に達した場合、受付を終了いたします。

既に診断の契約をしたもの又は既に診断を実施したもの、木造住宅耐震診断事業及びこの制度による助成を受けたことがあるものは申請できません。

助成を受ける方は地域防災協議会への加入に努めていただきます。

耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定された場合は、耐震改修等を実施するように努めてください。

申請の前にお問い合わせください。

港区役所 6階 建築課構造・耐震化推進係 TEL 03-3578-2845、2844

●対象となる建築物

1	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した建築物であること。
2	※別表1に掲げる用途の建築物であること。
3	耐震診断の内容について、評価機関（P8）が行う評価等を受けるものであること。

※別表1

構 造	建 築 物 の 用 途
木 造	①住宅、下宿 ②長屋、共同住宅、幼稚園、診療所、病院、公衆浴場、児童福祉施設等、集会所（町会・自治会会館）
非木造	①住宅、長屋、下宿 ②幼稚園、診療所、病院、公衆浴場、児童福祉施設等、集会所（町会・自治会会館）、災害時協定建築物 ③分譲マンション ④賃貸マンション ⑤一般緊急輸送道路沿道建築物

備考

- 1 児童福祉施設等とは、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業の用に供する施設をいう。
- 2 災害時協定建築物とは、港区防災対策基本条例等に基づき、災害発生時における帰宅困難者の受入れに関する基本協定等を締結する建築物で、防災上重要であると区長が認めるものをいう。
- 3 一般緊急輸送道路沿道建築物とは、東京都耐震改修促進計画において定められた建築物で、一般緊急輸送道路に接する一定高さ以上のもの（P9、P10 参照）をいう。

●申込対象

・対象となる建築物の所有者

(国、地方公共団体及びこれに準ずるものを除く。)

※区分所有建築物にあっては、管理組合又は集会の議決で決定された代表者

共有建築物にあっては、共有者全員によって合意された代表者

町会・自治会会館にあっては会員によって合意された代表者

●助成内容

助成内容は次の表のとおりとする。(千円未満は切り捨て)

構造	建築物の用途	助成額
別表1 木造①	住宅、下宿	耐震診断に要した費用の2/3 (助成限度額 20 万円)
別表1 木造②	長屋、共同住宅、幼稚園、診療所、 病院、公衆浴場、児童福祉施設等、 集会所(町会・自治会会館)	耐震診断に要した費用の2/3 (助成限度額 24 万円)
別表1 非木造①	住宅、長屋、下宿	耐震診断に要した費用の2/3 (助成限度額 100 万円)
別表1 非木造②	幼稚園、診療所、病院、公衆浴場、 児童福祉施設等、集会所(町会・ 自治会会館)、災害時協定建築物	耐震診断に要した費用の2/3 (助成限度額 150 万円)
別表1 非木造③	分譲マンション	耐震診断に要した費用の全額 (助成限度額 450 万円)
別表1 非木造④	賃貸マンション	耐震診断に要した費用の2/3 (助成限度額 300 万円)
別表1 非木造⑤	一般緊急輸送道路沿道建築物	耐震診断に要した費用(受託した 業者の見積額と、床面積 1,000 m ² 以内の部分は 3,670 円/m ² 、床面 積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内 の部分は 1,570 円/m ² 、床面積 2,000 m ² を超える部分は 1,050 円 /m ² を用いて算出した金額に設計 図書の復元、別に定めるいずれか の機関の評定等の通常の耐震診断 に要する費用以外の費用を要する 場合は、1,570,000 円を限度とし て加算した金額を比較して、いず れか小さい額。)の2/3 (助成限度額 300 万円)

備考

- 1 用途が複数ある建築物のうち、別表1に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上の場合は、そのうち最大の床面積を占める用

途をもってこの表の規定を適用する。

- 2 用途が複数ある建築物のうち、別表 1 に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の 1 / 2 未満の場合は、全体の専有面積に対する別表 1 に掲げる用途の専有面積の合計の割合をこの助成額に乗じる。
- 3 一の建築物が、構造上複数の棟に及ぶ場合は、原則として建築確認申請の取扱いに準じる。

※耐震診断に要した費用（見積額）には、設計図書の復元、別に定めるいずれかの機関の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を含みます。振込手数料は含まれません。

※耐震診断に要した費用（見積額）には、消費税相当額を含みません。ただし、消費税相当額は申請者が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は含むことができます。

- (1) 消費税法第 5 条第 1 項又は第 2 項に規定する納税義務者でないこと
- (2) 消費税法第 9 条第 1 項本文の規定により、消費税を納める義務を免除され、かつ、同法第 9 条第 4 項の規定による届出をしていないこと

※アスベスト関連の経費は、助成の対象外です。

アスベスト対策費用助成については、下記へお問い合わせください。

環境リサイクル支援部環境課環境指導アセスメント係

T E L 03-3578-2490

●申請に必要な書類

耐震診断を契約・実施する約 1 ヶ月前までに、次の各号に掲げる書類を提出し、申請手続きをしてください。

	提出書類	要 件	備 考
1	耐震診断助成金一括設計審査（全体設計）申請書（第 1 号様式）	必要に応じて提出	複数年度にわたる場合
2	一括設計審査（全体設計）表（第 1 号様式の 2）	必要に応じて提出	複数年度にわたる場合
3	耐震診断助成金交付申請書（第 3 号様式）	必ず提出	<u>※使用する印鑑は、助成金請求書まで同一のものを使用してください。</u>
4	消費税額確認書（第 3 号様式の 2）	必要に応じて提出	消費税の納税義務者でないなどで助成金に消費税相当額を含む場合
5	建築物の確認通知書又は検査済証の写し	必ず提出	<u>※紛失等により、提出することができない場合は、港区等が発行する「台帳記載事項証明書」でも可とします。</u>
6	既存建築物の法適合性に係る報告書（区様式）	必要に応じて提出	検査済証の交付がない場合

7	不動産全部事項証明書 (土地・建物)	必ず提出	区分所有建築物の場合は、代表者のもの
8	土地所有者の承諾書	必要に応じて提出	建物所有者と土地所有者が異なる場合
9	法人全部事項証明書	申請者が法人の場合	
10	区分所有者の集会の議事録	区分所有建築物の場合	・耐震診断の実施、助成金の申請を決議した内容が記載されているもの ・申請者が区分所有者の集会の議決で決定された代表者であることが分かるもの
11	共有者の合意書	共有建築物の場合	・耐震診断実施及び助成金申請について共有者全員が合意している書類 ・申請者が共有者により合意された代表者であることが分かる書類
12	会員の集会の議事録	町会・自治会建築物の場合	・耐震診断実施及び助成金の申請を決議した内容が記載されているもの ・申請者が会員の集会の議決で決定された代表者であることが分かる書類
13	見積書の写し	必ず提出	耐震診断費の内訳(一式表示不可)が記載されているもの * 評価費用を含める場合は、評価申請費用・評価機関を明示してください。
14	工程表	必ず提出	助成申請から完了報告書提出までの期間
15	年度ごとの出来高がわかる書類	必要に応じて提出	複数年度にわたる場合
16	建物に関する図面	必ず提出	案内図、配置図、各階平面図、立面図等
17	一般緊急輸送道路の図面及び建築物の高さ設定の図面	沿道建築物の場合	一般緊急輸送道路との関係が分かる立面図等
18	現況写真	必ず提出	・外観及び敷地の状況が確認できるもの ・一般緊急輸送道路沿道建築物の場合は、緊急輸送道路と対象建物が確認できるもの

			・エキスパンションジョイントがある場合は、その部分
--	--	--	---------------------------

※その他、確認のために必要と認められる書類等を求めることがあります。

※申請や完了等に提出する書類の中に誤字があった場合、訂正箇所には申請者の訂正印が必要になります。(管理組合の場合は、管理組合理事長印)

★一括設計審査（耐震診断が複数年度にわたる場合）

耐震診断が複数年度にわたる場合、国や都が事業費等の審査（一括設計審査）をするため、提出時期が限定される場合があること、また当該審査にかかる時間が2ヶ月程度かかる場合があります。事前に建築課構造・耐震化推進係にお問い合わせください。

●診断の着手届

交付決定通知を受けた後は、耐震診断に係る契約を締結し、耐震診断に着手するとともに、速やかに次の各号に掲げる書類を提出してください。

1	耐震診断着手届（第6号様式）
2	診断業者からの耐震診断受託書（契約書も可）の写し（原則、契約時の見積りの添付が必要です。）
3	診断業者が耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者であることを証する書面の写し（建築士免許証の写し、建築士でない場合は経歴書）

●診断の申請内容の変更

交付決定通知を受けた後、事情により申請内容を変更するときは、事前に建築課構造・耐震化推進係にお問い合わせの上、耐震診断助成金交付変更承認申請書（第7号様式）（軽微な変更の場合は、変更届（第7号様式の2））に変更内容に係る変更前及び変更後の書類を添付して提出してください。

●診断の取りやめ届

交付決定通知を受けた後、事情により耐震診断を取りやめるときは、耐震診断取りやめ届（第10号様式）を提出してください。

●完了報告に必要な書類

耐震診断が完了したときは、次の各号に掲げる書類を提出してください。

1	耐震診断完了報告書（第11号様式）
2	診断業者による耐震診断報告書
3	評定機関が発行する評定書等の写し
4	診断業者による診断費請求書の写し（委任払い制度を利用する場合）
5	診断業者による診断費領収書の写し
6	診断業者による耐震補強概要報告書の写し（耐震補強を検討した場合）

※その他、確認のために必要と認められる書類等を求めることがあります。

※年度ごとの出来高の完了報告が必要となります。

●助成金の請求に必要な書類

助成金額確定通知を受けた後、次の各号に掲げる書類を提出してください。

1	耐震診断助成金請求書（第13号様式） ＊管理組合の場合は、必ず管理組合名義の口座にしてください。 ＊委任払い制度もご利用いただけます。
---	---

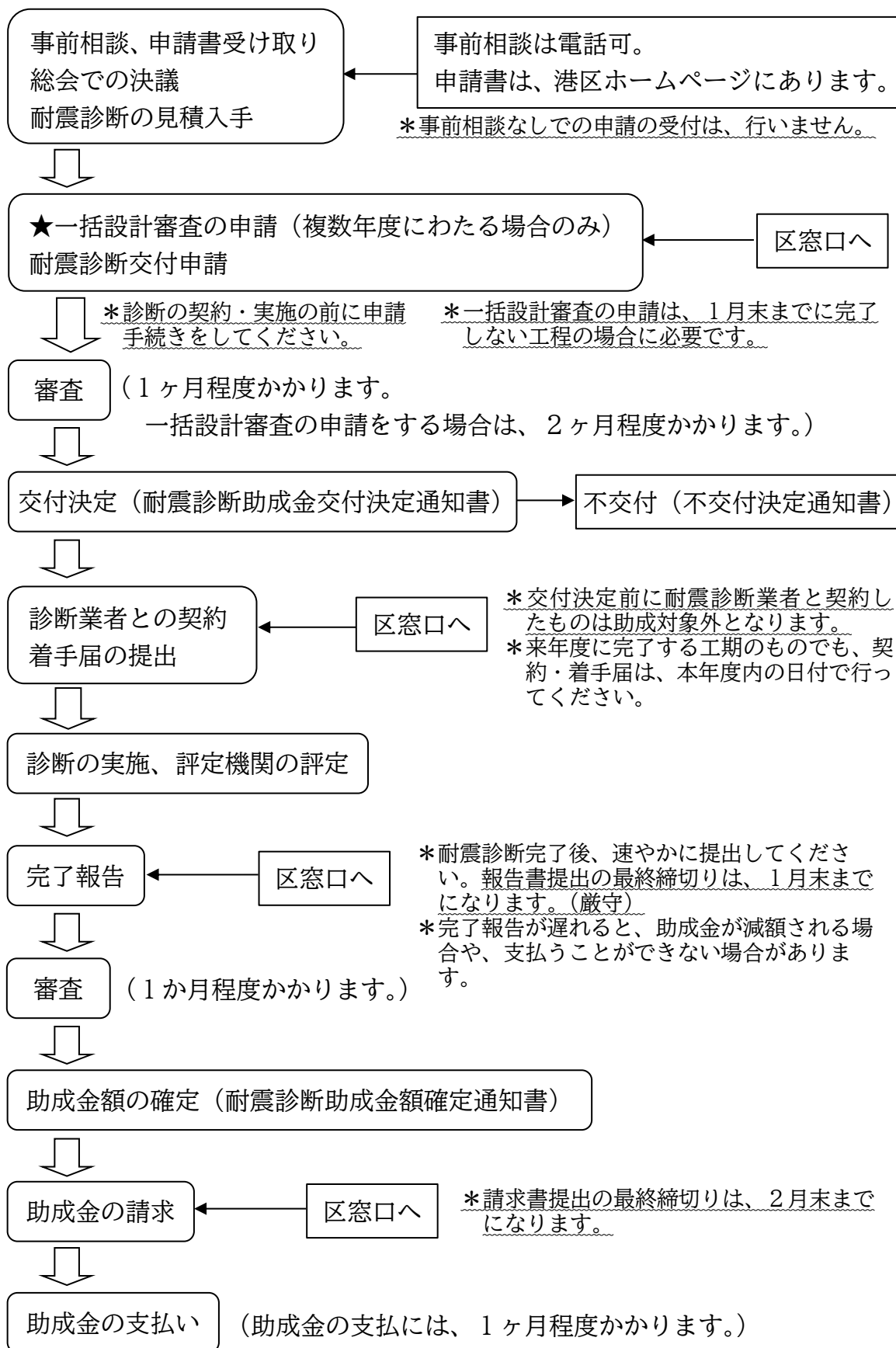
●取消事項

次に該当するときは、助成対象の決定又は交付確定を取消し、助成金を既に支払っている場合は返還をしていただきます。

予定工期を遵守してください。予定工期内に完了できない場合、助成金を支払うことができない場合があります。

1	偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
2	助成金を他の用途に使用したとき。
3	法令又はこの事業の規定に違反したとき。
4	事情により耐震診断を取りやめたとき。
5	予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。
6	事業内容、事業費及び事情の変更等により助成金が減額になったとき。
7	助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
8	助成金の交付決定後、天災地変その他事情変更により、事業（一括設計審査（全体設計）の承認を受けた事業のうち、全体設計（各年度事業）について既に助成金の交付を受けた事業は、当該全体設計（全体事業）における残りの年度の事業を含む。）の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

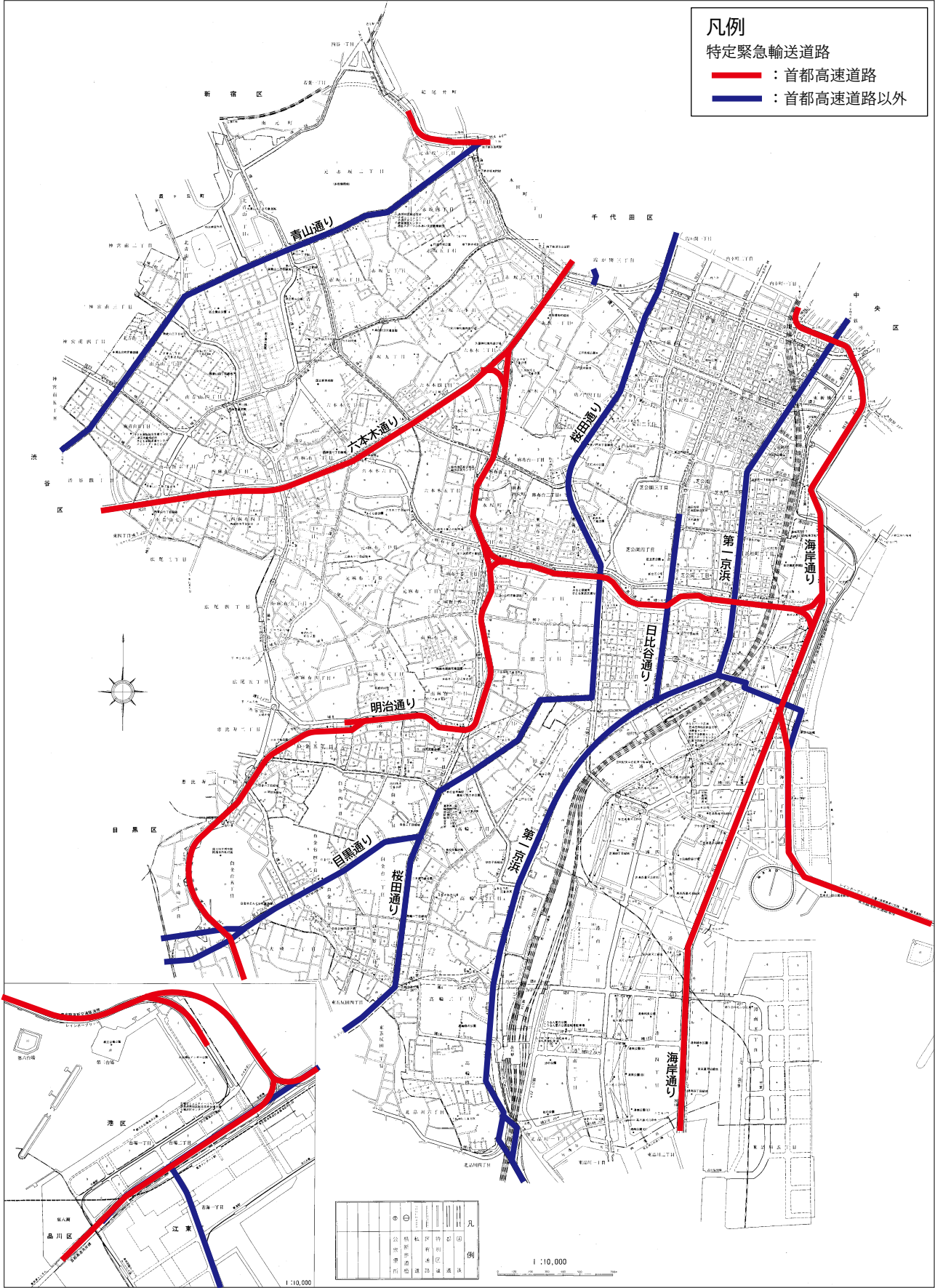
●手続きの流れ



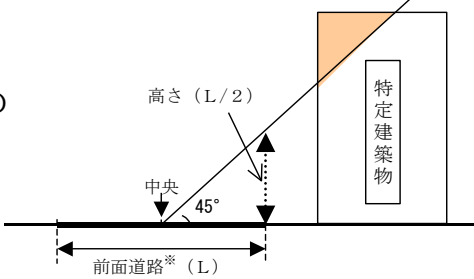
評定機関

評定機関	ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会 イ 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター ウ 一般財団法人日本建築防災協会 エ 一般社団法人建築研究振興協会 オ 一般財団法人ベターリビング カ 一般財団法人建築保全センター キ 一般社団法人構造調査コンサルティング協会 ク 日本E R I 株式会社 ケ 株式会社東京建築検査機構 コ 一般社団法人日本建築構造技術者協会 サ 特定非営利活動法人耐震総合安全機構 シ 一般財団法人日本建築センター ス 株式会社都市居住評価センター セ 株式会社確認サービス ソ アウェイ建築評価ネット株式会社 タ ビューローベリタスジャパン株式会社 チ ハウスプラス確認検査株式会社 ツ 公益社団法人ロングライフビル推進協会 テ 日本建築検査協会株式会社 ト 株式会社グッドアイズ建築検査機構 ナ 株式会社建築構造センター ニ 一般社団法人 耐震技術広域連携協議会
-------------	--

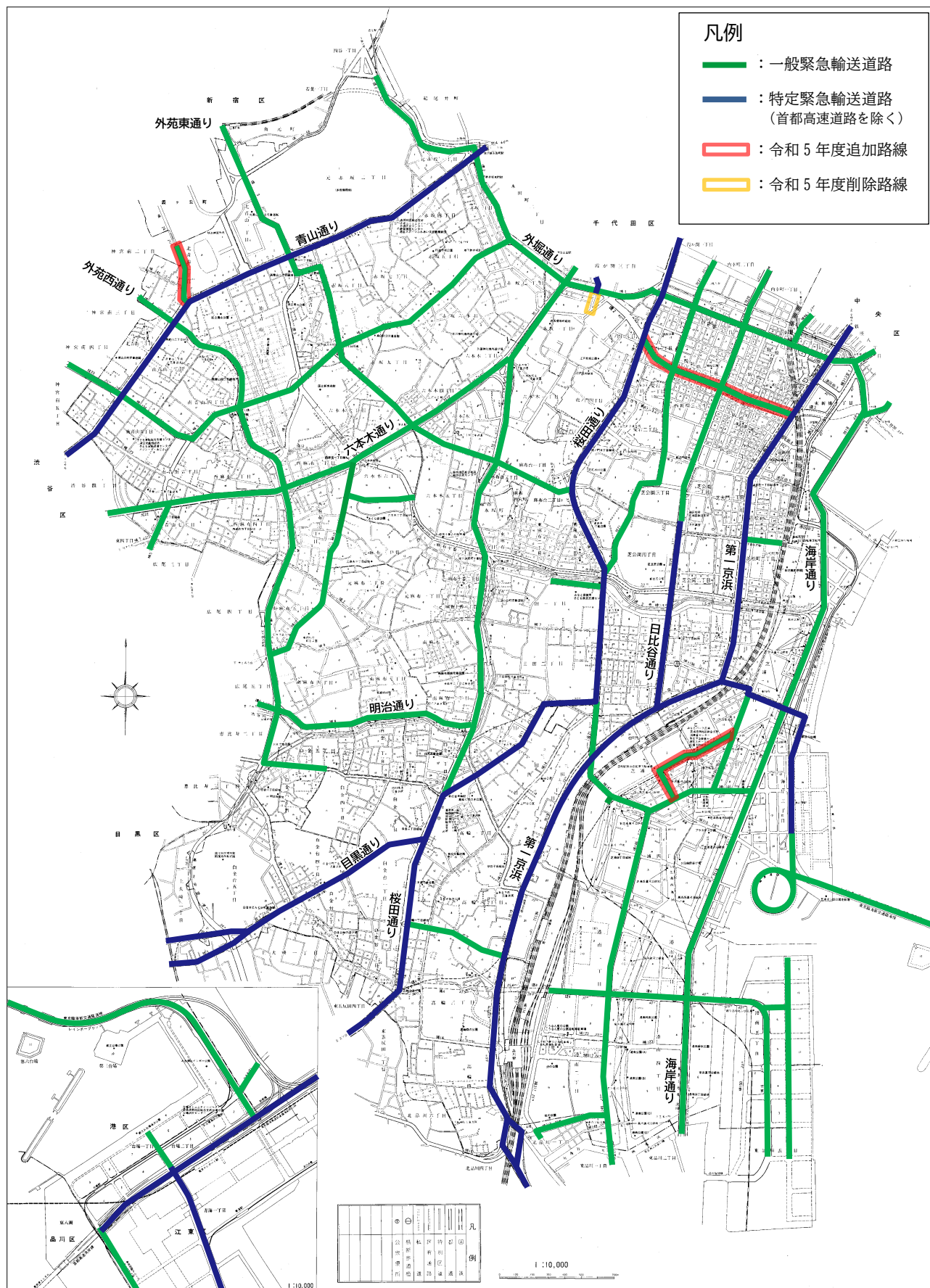
特定緊急輸送道路の指定図（港区）



特定緊急輸送道路沿道建築物
敷地が特定緊急輸送道路に接し、高さがおおむね道路幅員の
1/2 以上の建築物



一般緊急輸送道路の指定図（港区）



一般緊急輸送道路沿道建築物

一般緊急輸送道路に接し、高さがおおむね道路幅員の1/2以上の建築物

